

社会保険ひろしま

第898号

- 【ご案内】 短時間労働者に対する健康保険・厚生年金保険の適用拡大
(令和6年10月から)
- 【ご案内】 短時間労働者の適用拡大にかかる専門家活用支援事業
- 【ご案内】 オンライン事業所年金情報サービスをご活用ください
- 【ご案内】 令和5年度「わたしと年金」エッセイの募集
- 年金だより
- 社会保険事務のポイント Vol.1
- 令和5年度健康づくり講座のご案内
- 健診結果が「要治療」の従業員様にお声掛けください
- 新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の申請方法の変更について



職場内で回覧して下さい

広島県の状況

令和5年4月末

		厚生年金	健康保険
適用事業所数		59,655	58,708
船舶所有者数		254	337
被保険者数	男性	510,212人	382,290人
	女性	335,412人	260,807人
	船員	2,972人	3,260人

日本年金機構からのお知らせ

ご案内 短時間労働者に対する健康保険・厚生年金保険の適用拡大（令和6年10月から）

令和6年10月から、被保険者数が51人以上の企業等（現在は被保険者数101人以上の企業等）で働く以下の条件に該当する短時間労働者（パート・アルバイト）の方について、社会保険の加入が義務化されます。

◀加入対象（短時間労働者）の要件▶

◇週の所定労働時間が20時間以上

◇2カ月を超える雇用の見込みがある

◇月額賃金が8.8万円以上

◇学生ではない

○被保険者が51人以上の企業等とは、厚生年金保険の被保険者（短時間労働者は含まない、共済組合員を含む）の総数（注）が、1年のうち6カ月以上、51人以上となることを見込まれる企業等のことです。

（注）法人事業所の場合は、同一法人格に属する（法人番号が同一である）すべての適用事業所の被保険者数、個人事業所の場合は、適用事業所単位の被保険者数となります。

当該義務化の対象となる可能性がある事業所の事業主様には、後日、個別にご案内させていただきます。

令和6年10月の改正内容についての詳細は、裏面URL・二次元コードより「日本年金機構からのお知らせ特集ページ」をご覧ください。

ご案内 短時間労働者の適用拡大にかかる専門家活用支援事業

日本年金機構では、短時間労働者の適用拡大の対象となる事業所で従業員の方に説明会を行う場合などに、社会保険労務士等の専門家を無償で派遣する専門家活用支援事業を実施しています。ぜひご利用ください。

<専門家活用支援事業を活用できるケース>

- ・各種団体が実施する事業主（事務担当者）向けセミナー・説明会
- ・**適用拡大に関するご相談**や、自社の従業員に対する制度説明

ご利用には事前の申し込みが必要ですので、お近くの年金事務所までお問い合わせください。

ご案内 オンライン事業所年金情報サービスをご活用ください

オンライン事業所年金情報サービスは、事業所向け各種情報・通知書の電子データをe-Govのマイページで受け取れるサービスです。この機会にお申し込みいただき、ぜひ本サービスをご活用ください。

【サービスを利用するメリット】

紙の通知書よりも早く
受け取り・確認が可能

定期的に受け取りが可能

データの活用が可能
(CSVデータを自社で保有
するデータと突合等)

【電子データで受け取れる各種情報・通知書】

- 社会保険料額情報…郵送で納入告知書が届く前に社会保険料額を確認できます。（毎月15日頃）
- 保険料増減内訳書…前月の社会保険料額との差分の内訳（資格取得・資格喪失等）を確認できます。
- 基本保険料算出内訳書（毎年10月のみ作成）…標準報酬月額ごとの被保険者数等を確認できます。
- 賞与保険料算出内訳書…被保険者ごとの賞与保険料を確認できます。
- 被保険者データ…届書作成プログラム※1に取り込むことで簡易に算定基礎届等の届書を作成できます。
- 決定通知書…提出された届書に基づき日本年金機構で処理を行った結果を確認できます。

【利用方法】

GビズID※2を利用してe-Govマイページへログインし、本サービスの利用申し込みをお願いします。

※1 届書を簡易に作成、申請できるプログラムで、日本年金機構がホームページ上で無料で提供しています。

※2 デジタル庁が運営している認証システムで、無料で利用することができます。アカウントとして利用可能となるまでに2週間程度を要します。

日本年金機構は、厚生労働省と協力して11月を「ねんきん月間」と位置づけ、国民の皆さまに公的年金制度に対する理解を深めていただくための周知・啓発活動を展開しています。

この取り組みの一環として、広く皆さまから公的年金をテーマにしたエッセイを募集します。

公的年金の大切さや意義を、皆さまと一緒に考えていきたいと思っておりますので、ふるってご応募ください。

【募集作品】公的年金の大切さ、応募者ご自身やご家族との公的年金制度のかかわりなど、
「わたしと年金」をテーマにしたエッセイ

【募集期間】令和5年6月1日（木）～令和5年9月8日（金）当日消印有効

【応募資格】中学生以上の方

【賞】厚生労働大臣賞・日本年金機構理事長賞・優秀賞・入選

【発表】受賞作品は、令和5年11月に日本年金機構ホームページで発表します。

※ 募集の詳細は、日本年金機構ホームページをご覧ください。



年金だより

年金委員制度のご案内

年金委員とは、厚生労働大臣からの委嘱を受けて、政府が管掌する厚生年金保険や国民年金に関する適用・給付・保険料などについて、事業所や地域において啓発、相談、助言などの活動を行う民間協力員です。年金委員は、活動範囲によって『職域型』と『地域型』の2つに区分されており、ここでは事業所内でご活躍いただく、『職域型』年金委員をご案内します。

職域型年金委員について	
委嘱対象者	主に適用事業所における被用者年金に関する事務を担当されている方 など
活動範囲	事業所内
主な活動内容	お勤め先の社員やそのご家族を対象に、以下のような活動をお願いしています。 ●公的年金制度に関するポスターやリーフレットの掲示・設置・配架 ●当機構が主催する制度や事務手続きに関する年金委員研修会への参加 ●当機構主催の事業所内における制度周知イベントの開催サポート など

『職域型』年金委員を設置されていない事業所におかれましては、ぜひ管轄の年金事務所まで推薦をお願いします。

出張による年金相談のご案内

一部の年金事務所では、出張による年金相談（年金のお受け取りに関するご相談）を、市区町村役場・市民会館等で開催しております。

※ 事前予約制となっており、定員になりしだい締め切りとなりますのでご了承ください。

「年金委員制度」や「出張相談」の開催場所・日程等の詳細については、下部のURLまたは二次元コードより「日本年金機構からのお知らせ 特集ページ」をご確認ください。

日本年金機構からのお知らせ 特集ページ

「日本年金機構からのお知らせ」の補足情報等を掲載しています。

<https://www.nenkin.go.jp/tokusetu/kikou-oshirase.html>



ツイッター 公式アカウント @Nenkin_Kikou

公的年金に関する各種手続きやお知らせなどを随時発信しています。ぜひフォローいただきご活用ください。

日本年金機構HP <https://www.nenkin.go.jp/>

社会保険の各種届出について「提出のタイミングがわからない」「記入を間違えて返戻になってしまった」「最近担当になったばかりで不安」などの声にお応えするため、定期的に、事務を行う際のポイントや皆さまに気を付けていただきたいことを発信します。今回は、令和5年度「算定基礎届」の提出についてお知らせします。

I. 「算定基礎届」について

実際の報酬と標準報酬月額との間に大きな差が生じないように、すべての被保険者の標準報酬月額を毎年一回見直します。これを定時決定といいます。この定時決定を行うため、事業主の皆さまは、その年の4月、5月、6月に支払われた、被保険者・被用者の報酬月額を「算定基礎届」により届出する必要があります。

届出された4月、5月、6月の3カ月（いずれも支払基礎日数17日以上※）の報酬月額の平均額により標準報酬月額を決定し、その年の9月から翌年8月までの各月に適用します。

※ 支払基礎日数とは、報酬の支払い対象となる日数のことで、時給・日給制の場合は実際の出勤日数、月給・週給制の場合は暦日数で判断します。また、特定適用事業所に勤務する短時間労働者は11日以上ある月を算定の対象とします。

II. 提出について

提出期間 毎年7月1日～10日まで（10日が土曜または日曜の場合は翌営業日）

提出方法 電子申請または事業所の所在地を管轄する事務センターへ郵送
(事業所の所在地を管轄する年金事務所の窓口にも提出することもできます。)

【提出する届書】

「健康保険・厚生年金保険 被保険者報酬月額算定基礎届／厚生年金保険 70歳以上被用者算定基礎届」

※令和3年度より「算定基礎届総括表」の提出は不要となっております。

【提出対象者】

令和5年7月1日現在の全ての被保険者および70歳以上被用者が対象となります。

ただし、以下(1)～(4)のいずれかに該当する方は算定基礎届の提出が不要です。

- (1) 令和5年6月1日以降に資格取得した方
- (2) 令和5年6月30日以前に退職した方
- (3) 7月改定の月額変更届を提出する方※
- (4) 8月・9月に月額変更届の提出が予定されている方※

※ 紙による届出の場合は、(3)および(4)の方については、算定基礎届の報酬月額欄を記入せず、空欄としたうえで、備考欄「3. 月額変更予定」に○を記入してください。

※ (3)の方は、同時に7月改定の「月額変更届」を提出してください。

※ 電子媒体および電子申請の場合は、(3)および(4)の方を除いて作成してください。

III. 記入について

算定基礎届をご記入いただく際の注意事項を、記入例を用いてご説明します。

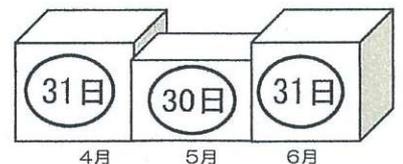
①支払基礎日数が3カ月とも17日以上するとき

① 被保険者氏名		② 標準報酬月額		③ 生年月日		④ 適用年月	
氏名	標準報酬月額	標準報酬月額	標準報酬月額	生年月日	生年月日	適用年月	適用年月
健康 680	厚 650	健康 680	厚 650	令和4年9月	令和4年9月	令和5年9月	令和5年9月
支払基礎日数	支払基礎日数	支払基礎日数	支払基礎日数	合計(②+③)	合計(②+③)	平均額	修正平均額
4月 31日	671,000円	5月 30日	671,000円	671,000円	671,000円	2,013,000円	671,000円
6月 31日	671,000円	6月 31日	671,000円	671,000円	671,000円		

その報酬の支払対象となった日数を記入します。

算定対象月の合計額を記入します。

算定対象月の1カ月あたりの平均額を記入します。



月給制・毎月20日締切、当月25日支払

4月、5月、6月に支払われた給与の合計額を、その月数「3」で割った額が報酬月額になります。

$$\text{報酬月額} = (671,000\text{円} + 671,000\text{円} + 671,000\text{円}) \div 3 = 671,000\text{円}$$

※ 報酬月額の算出にあたっては、1円未満は切り捨てとします。

②支払基礎日数に17日未満の月があるとき

支払基礎日数に17日未満の月がある場合⇒支払基礎日数が17日以上の月を対象として算定を行います。

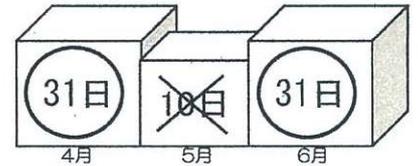
「4月、6月分の2ヵ月分の合計を記入します。」

「4月、6月分の平均を記入します。」

「現物による給与がある場合はここに記入します。」

「4月、6月分の平均を記入します。」

項目名		① 被保険者番号		② 被保険者氏名		③ 生年月日		④ 用年月		⑤ 収入番号(基礎年金番号)	
		⑥ 従前の標準報酬月額		⑦ 従前改定月		⑧ 昇(降)給		⑨ 支払額		⑩ 70歳以上被用者の場合のみ	
		⑪ 通算によるもの額		⑫ 現物によるもの額		⑬ 合計(⑪+⑫)		⑭ 平均額		⑮ 備考	
①		23		年金 太郎		5-510527		令和5年9月			
②		健 240		厚 240		R4年9月					
③		4月 31日		267,000		4,000		271,000		535,000	
④		5月 10日		123,000		1,000		124,000		267,500	
⑤		6月 31日		260,000		4,000		264,000			



(例) 給与規定
月給制・毎月20日締切、当月25日支払

17日未満の月を除いた4月・6月の報酬の合計をその月数「2」で割って報酬月額を算出します。

$$\text{報酬月額} = (271,000\text{円} + 264,000\text{円}) \div 2 = 267,500\text{円}$$

※ 17日未満の月が2ヵ月ある場合は、残りの1ヵ月(17日以上)のみの報酬で算出します。

③給与の支払い対象となる期間の途中から入社したとき

給与の計算期間の途中から資格取得したことにより、1ヵ月分の給与が支給されない月がある場合⇒支払基礎日数が17日以上であっても、1ヵ月分の給与が支給されない月(途中入社月)は除いて算定を行います。

「4. 途中入社」を○で囲み、「9. その他」欄に資格取得年月日を記入します。

「6月のみの報酬を記入します。」

(例) 4月1日入社
毎月20日締切、翌月10日支払

4月分の給与は、日割計算になり、1ヵ月の給与が支給されないため、その月を除いた月で報酬月額を算出します。

項目名		① 被保険者番号		② 被保険者氏名		③ 生年月日		④ 用年月		⑤ 収入番号(基礎年金番号)	
		⑥ 従前の標準報酬月額		⑦ 従前改定月		⑧ 昇(降)給		⑨ 支払額		⑩ 70歳以上被用者の場合のみ	
		⑪ 通算によるもの額		⑫ 現物によるもの額		⑬ 合計(⑪+⑫)		⑭ 平均額		⑮ 備考	
①		91		健康 国男		5-590619		令和5年9月			
②		健 200		厚 200							
③		4月 1日		348,000		0		348,000		174,000	
④		5月 20日		148,000		0		148,000		174,000	
⑤		6月 30日		200,000		0		200,000		200,000	

$$\text{報酬月額} = 200,000\text{円 (6月分)}$$

日本年金機構ホームページに掲載中の「算定基礎届の記入・提出ガイドブック」には、ほかにも様々なケースを掲載しております。記入の際の参考にしてください。

また、よくあるお問い合わせとその回答については、日本年金機構ホームページ内「算定基礎届(定時決定)相談チャット」にて24時間いつでもご確認いただけます。

「算定基礎届」について、詳細は右のURLまたは二次元コードより、「算定基礎届 特集ページ」をご確認ください。手続きの概要や取り扱いの事例集、記入方法等に関する説明動画等にもアクセスできます。

令和5年度算定基礎届 特集ページ

<https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/santei.html>



広島支部からの お知らせ

加入者の皆様へお知らせ
いただきますようお願いいたします

2023年

6月

協会けんぽ広島支部
マスコットキャラクター
健康いろは



協会けんぽ広島支部
マスコットキャラクター
健康かえで

令和5年度 健康づくり講座のご案内

オンライン
でも!



従業員の健康づくりに積極的に取り組む事業所の皆様を支援する目的で、「健康づくり講座」を開催しています。専門知識を有した指導者による講座です。年に一度、**無料**で受講できます。令和5年度より、**5名未満の事業所様もオンラインにて受講可能になりました!**

詳しい情報はこちら!▶



対象は、「**ひろしま企業健康宣言**」にエントリーしている事業所の皆様です!

エントリーがまだの事業所様は、この機会にぜひエントリーを!

エントリーはこちらから!▶



●ご希望の講座を「**1つ**」選び、希望欄へ○印をご記入ください。

講座名	希望欄	開催地区	実施委託機関
NEW 女性の健康課題		西	(株)メディカルフィットネスB-1
		東	(株)メディカルフィットネスB-1
生活習慣病予防		西	(株)メディカルフィットネスB-1
		東	(株)ファーマシイ
禁煙		西	(株)メディカルフィットネスB-1
		東	(株)ファーマシイ
メンタルヘルス		西	(株)三十八花堂
		東	(株)三十八花堂
ヨガ・ストレッチ		西	(株)広島元気いっぱいプロジェクト
		東	(株)広島元気いっぱいプロジェクト
肩こり・腰痛予防		西	(株)広島元気いっぱいプロジェクト
		東	(株)広島元気いっぱいプロジェクト

■実施会場

- ①訪問型:お申込みいただいた事業所内
(訪問型は、5名以上の参加者がいる場合に限りです。)
- ②遠隔型:オンラインにて実施

■開催日時

平日9時~17時(原則) 時間:60分程度
※ご希望に添えない場合もございます。
予めご了承ください。

■申込期限

実施希望日の1か月前まで

■開催期間

令和6年3月29日まで



※開催地区は以下の市郡で選択してください。

- 西** 広島市、安芸高田市、江田島市、大竹市、呉市、廿日市市、東広島市、安芸郡、山県郡、竹原市、豊田郡
- 東** 庄原市、尾道市、福山市、府中市、三原市、神石郡、世羅郡、三次市

必要事項をご記入いただき、**FAX** または **郵送** にてお送りください。

FAX

082-568-1130

※おかけ間違いにご注意ください

宛先

〒732-8512
広島市東区光町1-10-19
全国健康保険協会広島支部

住所 (実施場所)	〒 -				
事業所名称					
電話番号	() -	FAX番号	() -		
メールアドレス	@	健康保険証記号 (7~8桁の数字)			
担当者氏名	参加人数	名	希望開催様式	訪問・オンライン	
ご希望日時	第1希望 月 日() 時~	第2希望 月 日() 時~	第3希望 月 日() 時~		

健診結果が「要治療」の従業員様にお声掛けください

放置すると危険です!

生活習慣病予防健診の結果、血圧・血糖・LDLコレステロールがいずれか一つでも要治療数値に該当し、健診後3か月以内の受診が確認できなかった方に対して、医療機関への受診をお勧めするハガキをお送りしています。

■要治療の数値(基準値)

血圧値		血糖値		LDL コレステロール値
収縮期	拡張期	空腹時血糖	HbA1c	
160mmHg以上	100mmHg以上	126mg/dl以上	6.5%以上	180mg/dl以上

このおハガキです!



協会けんぽからの
健診受診後の
大切なお知らせです。

あなたの健康を
お守りするために
お送りしています。

健康の毎日を送るためには
健診結果を踏まえた次の行動が
重要です。
必ず開封して
内容を確認してください。

全国健康保険協会
協会けんぽ

ご自身の未来のために、ハガキを受け取った方はまずは医療機関受診を

糖尿病や脳卒中などの生活習慣病は自覚症状がないまま進行していきます。自覚症状が出た時には、病気が進行し生活が大きく制限されてしまう恐れがあります。放置せず早期に医療機関を受診し、診療してもらいましょう。

受診までの流れ

1 受診する医療機関を決める

かかりつけ医をお持ちでない方は、こちらから医療機関を検索できます。

救急医療NET HIROSHIMA(広島県HP) ▶



2 医療機関を受診(保険診療)

【当日の持ち物】

- 健康保険証
- 健診結果、又はお送りしたハガキ



重要

新型コロナウイルス感染症に係る 傷病手当金の申請方法の変更について

申請期間の初日が令和5年5月8日以降の申請については、
医師の証明が必要です。

傷病手当金支給申請書2ページ目(被保険者記入用)

健康保険 傷病手当金 支給申請書 1 2 3 4 ページ目
被保険者記入用

被保険者氏名

申請期間 (医師のために休んだ期間)
令和 05 年 05 月 08 日 から
令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日 まで

医師の証明が必要な項目

1. 傷病名 申請期間(4ページ目)に記入されている傷病による申請である場合は、左記に記入してください。
別添付による申請を行う場合は、別途その傷病に対する療養担当者証明を受けてください。

2. 発病・発病年月日 1.平成 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日
 2.令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日

傷病手当金支給申請書4ページ目
(療養担当者記入用)

医師に証明を
ご依頼ください。

詳しくは、
協会けんぽのHPを
ご覧ください。



協会けんぽ広島支部からのお知らせ (2023年6月号)

<発行> 全国健康保険協会 広島支部
協会けんぽ

〒732-8512 広島市東区光町1-10-19 日本生命広島光町ビル

お問い合わせ
はこちら

電話番号 082-568-1011(代表)
平日のみ 8:30~17:15
※おかけ間違いにご注意ください



今月の
TOPICS

健康経営スタートセミナーに ぜひご参加ください!

広島県主催の健康経営スタートセミナーが開催されます。
参加費無料、Web開催のセミナーです。

7月21日(金)10:00~11:15

8月28日(月)14:00~15:15

お申込み方法・プログラムの詳細についてはこちら ▶

